

第4期宗像市幼児教育振興プログラム
【令和4年度～令和8年度】

令和4年6月

宗像市・宗像市教育委員会

目 次

第1章 趣旨	1
第2章 基本理念	2
第3章 基本施策	2
1. 保育者(保育所保育士、幼稚園・認定こども園等教員)の資質及び専門性の向上	
2. 幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化	3
3. 家庭の教育力の向上	3
4. 配慮が必要な子どもに対する支援体制の充実	3
第4章 これまでの取り組み	4

第1章 趣旨

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、子どもが身近に自然の中でさまざまな体験をすることができる。また、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、守り引き継がれてきた文化があり、親しむことができる。

幼児期は、生活や遊びの中で、主体的に自らを取り巻く環境と関わりながら、生涯にわたる人格形成の基礎を築いていく大切な時期であり、保育所・幼稚園・認定こども園等では、本市の豊かな環境を生かし、子どもたちにさまざまな体験を積み重ねる機会を作っている。

しかし、近年、子どもの育ちについては、実体験の不足や多様な人々とのふれあいの不足等から、「活動への意欲」「コミュニケーション能力」「基本的生活習慣」「体力」等が十分に育っていないという課題が生じている。さらに、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大により、家庭や地域、保育の現場においてさまざまな活動が制限される中、これらの課題がより深刻化してきている。

また、教育界の動向として、平成29年度に改訂された保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育保育要領の改訂においては、幼児教育に関する記載がほぼ共通化されるとともに、幼児期に育てたい資質・能力が学校教育とも共通化され「学びに向かう力・人間性等」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「知識及び技能の基礎」の3つで示された。幼児期における教育の重要性から、幼児教育を担う保育所・幼稚園・認定こども園等がこれまで以上に教育施設としての役割を求められるようになってきている。

本市においては、現在、私立の保育所・幼稚園・認定こども園等がそれぞれ特色ある保育を行い、地域の幼児教育の拠点としての役割を担っている。

そのような中、平成19年度に本市の幼児教育の充実を目指し、幼児教育行政の指針として第1期宗像市幼児教育振興プログラムを策定した。以後、第2期、第3期と状況に応じた改定を加えながら、家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園及び小学校・義務教育学校等を対象としたさまざまな施策に取り組み、幼児教育の充実を推進している。

第4期宗像市幼児教育振興プログラムでは、さらに近年の子どもの育ちの変化や教育界の動向を踏まえ、第2次宗像市総合計画及び第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画との整合を図る。対象期間は令和4年度から令和8年度までとする。

第2章 基本理念

生きる力の基礎を築いていく幼児期に、すべての子どもたちの健やかな成長を期して、家庭や地域、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校等が協力して子どもにとって適切な環境を整えていくよう積極的に働きかける。

育てたい幼児像

「自分・ひと・環境とのかかわりを大切にする子ども」

目標

- 身近な環境に親しみ、自分、他者、自然を大切にする心を育てる
- 言葉によって伝え合う力、感じたことや考えたことを自分なりに表現する力を育てる
- 基本的な生活習慣を身に付け、健康で安全な生活をつくり出す力を育てる

※育てたい幼児像と目標は、家庭や地域、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校等と行政とが共有し、目指すものである。

第3章 基本施策

1. 保育者(保育所保育士、幼稚園・認定こども園等教員)の資質及び専門性の向上

(1) 子どもの主体的な活動を促す環境の設定

子ども一人一人の行動の理解と予想に基づき、子どもの主体的な活動を促す環境を計画的に構成する能力の向上を目指した研修を実施する。

(2) 諸課題に対応する保育力の向上

子どもを取り巻く環境の変化から生じた諸課題に対応するため、経歴や職種役職に応じた研修を実施する。

2. 幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化

(1) 幼児教育と小学校教育の接続を見通した教育課程の編成

幼児教育から小学校教育への移行が円滑に行われるようアプローチカリキュラム※1やスタートカリキュラム※2の作成・実施に関する研修や支援を行う。

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・義務教育学校の相互理解を推進

幼児期及び学童期の子どもの発達や学びの相互理解や共通理解を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園等の保育者と小学校・義務教育学校の教員等が、情報交換や情報共有を行う体制づくりを図る。

3. 家庭の教育力の向上

(1) 園が実施する事業への支援

保育所・幼稚園・認定こども園等の持つ幼児教育の専門性を子育て家庭の支援へつなげるため、各園が行う子育て相談や親子登園、園庭開放等を奨励するとともに、園が行う家庭教育に関する啓発活動を支援する。

(2) 地域が実施する事業への支援

子どもを持つ保護者が、地域の中で安心して子育てができるよう地域が行う育児相談や子育てサロンなど、保護者を支援する環境づくりを推進するとともに、学生、保育や育児の経験者、高齢者等地域の多様な人材の活用を支援する。また、子どもを持つ保護者に対し、家庭教育の大切さについて啓発活動を行う。

4. 配慮が必要な子どもに対する支援体制の充実

(1) 配慮が必要な子どもに関する専門機関の活用の促進

子どもの発達や経済的・心理的なことに不安を抱えている家庭の子どもや保護者を早期に発見し、子どもや保護者を支援する発達支援室や子ども家庭相談室等につなぐ体制を整える。適切な支援につなげ、継続的に支援を行っていくために、発達支援室や子ども家庭相談室等と保育所・幼稚園・認定こども園等との協力体制の充実を図る。

※1 アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に移行できるようにすると共に幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育修了前のカリキュラム

※2 スタートカリキュラム：小学校に入学した子どもが、保育所・幼稚園・認定こども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己発揮し、新しい学校生活を創り出していくための1年生の入学当初のカリキュラム

第4章 これまでの取り組み

第1期
H19～23年度
組織・しくみ
づくり

- ・ 保育所・幼稚園の行政窓口の一元化
- ・ 保幼連絡会、保幼小連絡会、幼児教育研究協議会
- ・ 保育要録・指導要録等の資料様式の統一
- ・ 保育士・教員の専門研修の実施
- ・ 子育て地域開放事業の実施
- ・ 発達支援センターとの連携強化 など

第2期
H24～28年度
保幼小接続
連携啓発

- ・ 統一入学説明会・体験入学
- ・ 保育参観（保幼小連絡会）・小学校給食参観
- ・ 保幼小連携だよりの発行
- ・ 家庭向け「スムーズな小学校入学に向けて」作成・配布
- ・ 保育士・教員向け「学びのめやす」作成・配布 など

第3期
H29～R3年度
保幼認小義連携
インクルーシブ教育
家庭教育支援

- ・ 保育の日の設定
- ・ 福岡教育大学附属幼稚園との連携
- ・ 家庭教育啓発パンフレット（乳幼児期に必要な体験）
「ぎゅっと」作成・配布
- ・ 幼児教育と小学校教育との連携強化のための情報共有
- ・ 特別支援教育に関する研修会の実施
- ・ 相談支援体制の確立 など